

8. 参考資料

8.1 関連要綱

(1) 不老川流域生活排水対策推進協議会設置要綱

不老川流域生活排水対策推進協議会設置要綱

(設 置)

第1条 不老川流域の生活排水対策を総合的に推進するため、不老川流域生活排水対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(構 成)

第2条 協議会は、別表に掲げる者をもって構成する。

(会 長)

第3条 協議会に会長を置く。

2 会長は、埼玉県西部環境管理事務所長とする。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 会長に事故があるときは、会長が予め指名する者が会長の職務を代理する。

(会 議)

第4条 会長は、協議会を招集し、その議長となる。

(所掌事項)

第5条 協議会の所掌事項は、次のとおりである。

(1) 不老川流域の生活排水対策の総合的推進に関すること。

(2) その他不老川流域の行政及び住民の総合調整に関すること。

(部 会)

第6条 会長は、特定の事項を調査、協議させるために、必要に応じて部会を設置することができる。

2 部会は、会長が指名する者をもって構成し、部会長は会長が指名する。

3 部会長は、必要に応じて部会を招集し、その議長となる。

(意見の聴取)

第7条 協議会は、その運営に必要と認められるときは、関係機関等の意見を聴取することができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、埼玉県西部環境管理事務所に置く。

(雑 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については会長が定める。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から適用する。

不老川生活雑排水対策推進協議会設置要綱は平成5年3月31日限り、廃止する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

別表 （協議会委員）

埼玉県西部環境管理事務所長

同 環境部水環境課副課長

同 川越比企地域振興センター担当部長

同 西部地域振興センター担当部長

同 川越県土整備事務所河川部長

同 飯能県土整備事務所河川砂防部長

川越市、所沢市、狭山市、入間市の各環境担当部長

川越市、所沢市、狭山市、入間市の住民代表

（２）不老川水環境改善連絡会 規約

不老川水環境改善連絡会 規約

（名称）

第１条 本会は、「不老川水環境改善連絡会」（以下、「連絡会」という）と称す。

（目的）

第２条 この連絡会は、「不老川水環境改善緊急行動計画（不老川清流ルネッサンスⅡ）」の終了後も引き続き施策を継続し、不老川の水環境の維持及び水環境のさらなる改善を目指し、人と水生生物等が共生できる望ましい河川環境の創出を図ることを目的とする。

（事業）

第３条 連絡会の所掌事項は、次のとおりとする。

- （１）水環境の維持及び改善に向けた各施策やモニタリングの実施。
- （２）水環境の維持及び改善に向けた情報交換の場として、報告会及びワーキングの実施。

（報告会）

第４条 報告会は、当該年度における水質等の評価及び各機関の取り組みを報告するために行う。

- ２ 報告会は、別表－１に掲げる者をもって組織する。但し、必要に応じて構成員を追加することができる。
- ３ 報告会の座長は、埼玉県県土整備部水辺再生課主幹とする。
- ４ 座長は必要に応じて報告会の構成員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。
- ５ 報告会は、必要に応じ座長が召集し、主宰する。
- ６ 座長に事故がある場合は、埼玉県県土整備部水辺再生課副課長が指名するものを座長とする。

（ワーキング）

第５条 報告会はこれを円滑に運営するため、当該年度における活動予定報告及び意見交換、協議をするためにワーキングをおく。

- ２ ワーキングは、別表－２に掲げる者をもって構成する。

- 3 ワーキングの座長は、埼玉県県土整備部水辺再生課主査とする。
- 4 ワーキングは、必要に応じ座長が召集する。
- 5 座長は、必要に応じてワーキングの構成員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 連絡会の事務局は、埼玉県県土整備部水辺再生課、埼玉県川越県土整備事務所に置く。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、必要な事項については連絡会の決定による。

(付則)

この規約は、平成25年2月19日から施行する。

一部改訂 平成26年2月5日

一部改訂 平成27年2月13日

一部改訂 平成28年2月16日

「不老川水環境改善連絡会 報告会」

委 員

国土交通省荒川上流河川事務所河川環境課長

〃 荒川下流河川事務所調査課長

埼玉県環境部水環境課水環境担当主幹

〃 県土整備部水辺再生課主幹

〃 下水道局下水道管理課企画・管理担当主幹

〃 西部環境管理事務所大気水質担当部長

〃 川越県土整備事務所河川部長

〃 飯能県土整備事務所河川砂防部長

〃 荒川右岸下水道事務所工務・修繕担当部長

川越市建設部長

〃 上下水道局事業推進部長

〃 環境部長

狭山市都市建設部長

〃 上下水道部長

〃 環境経済部長

入間市都市建設部長

〃 上下水道部長

〃 環境経済部長

所沢市建設部長

〃 上下水道部長

〃 環境クリーン部長

瑞穂町都市整備部長

〃 住民部長

不老川流域川づくり市民の会

「不老川水環境改善連絡会 ワーキング」

委 員

国土交通省荒川上流河川事務所河川環境課専門官

〃 荒川下流河川事務所調査課調査係長

埼玉県環境部水環境課水環境担当主査

〃 県土整備部水辺再生課主査

〃 下水道局下水道管理課企画・管理担当主査

〃 西部環境管理事務所大気水質担当課長

〃 川越県土整備事務所河川担当課長

〃 飯能県土整備事務所河川砂防担当課長

〃 荒川右岸下水道事務所工務・修繕担当課長

川越市建設部河川課長

〃 上下水道局事業推進部下水道整備課長

〃 環境部環境対策課長

狭山市都市建設部道路雨水課長

〃 上下水道部次長兼下水道施設課長

〃 環境経済部環境課長

入間市都市建設部道路管理課長

〃 上下水道部下水道課長

〃 環境経済部環境課長

所沢市建設部河川課長

〃 上下水道部下水道維持課長

〃 環境クリーン部環境対策課長

瑞穂町都市整備部建設課長

〃 都市整備部都市計画課長

〃 住民部環境課長

【事務局】

埼玉県県土整備部水辺再生課河川維持担当

〃 川越県土整備事務所河川担当

8.2 用語の解説

水質汚濁防止法

昭和 45 年 12 月 25 日 法律第 138 号。国民の健康の保護と生活環境の保全を図るため、工場・事業場から排出される水質の規制、生活排水対策の推進、事業者の損害賠償責任などが定められている。

環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましいとされている基準のこと。行政上の目標として環境基本法第 16 条に基づき定められており、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音について環境基準が設定されている。

BOD（生物化学的酸素要求量）

河川の汚れの度合いを示すものとして広く用いられている指標で、水中にいる微生物が一定時間内に水中の有機物を分解するために消費する酸素の量のこと。この値が大きいほど水が汚れているといえる。

COD（化学的酸素要求量）

水の汚れを示す指標の一つで、水中の有機物質を酸化剤で酸化したときに消費される酸素の量のこと。この値が大きいほど水が汚れているといえる。

75%値

BOD や COD の年間測定値を水質の良いものから順に並べ、75%番目に相当する測定値のこと。この値で BOD や COD の環境基準の適合状況を評価する。

DO（溶存酸素量）

水中に溶解している分子状の酸素の量のこと。生活排水等の有機性の汚濁物質が河川等の水域へ流入すると、汚濁物質が微生物により分解される過程で水中の溶存酸素が消費されることから、有機汚濁の指標として用いられている。水生生物の生息に必要であり、数値が大きいほど良好な環境といえる。

pH（水素イオン濃度）

酸性やアルカリ性の度合いを示す指標のこと。pH 7 が中性、これより数値が低く 0 に近づくほど強い酸性を示し、これより数値が高く 14 に近づくほど強いアルカリ性を示す。

SS（浮遊物質）

水中に浮遊している 2mm 以下の物質の量のこと。数値（mg/L）が大きいほどその水の濁りが多いことを示す。

大腸菌群数

ふん便による水の汚染の可能性を示す指標。大腸菌群には、人のふん便に由来する大腸菌及びその他の数属の菌の他、動物由来の大腸菌など自然界に生息する大腸菌等も含まれる。水中から多量に検出された場合は、生のし尿が混入している可能性があり、赤痢、腸チフス、コレラなどの病原性細菌が存在する危険性が疑われる。

合併処理浄化槽

し尿と併せて生活雑排水を処理するもので、現行の浄化槽法で「浄化槽」と定められているもの。BOD 除去率 90%以上、放流水の BOD 濃度 20mg/L 以下であることが定められている。

単独処理浄化槽

し尿のみを処理するもので、平成 13 年 4 月から新設が禁止されている。生活雑排水が未処理のまま河川等に放流されることで、河川等の水質汚濁の原因となっていることから、下水道の整備計画が無い地区においては、合併処理浄化槽への転換が求められている。